

# ナチと反ナチのヨーロッパ

—リップントロップとモルトケの「ヨーロッパ連邦」構想をめぐる—

南 守 夫

## はじめに

ヨーロッパ連合(EU)に関する書籍は日本の書店や図書館にもたくさん並んでいるが、それらの書籍の中で EU に至るヨーロッパ統合構想の歴史についての記述は比較的少ない。多くは、日本への影響も含めて、EU に関わる現在及び将来の経済問題を中心として論じている。そして、歴史について言及している場合も、第二次世界大戦後のチャーチルのチューリッヒ演説(1946年)やヨーロッパ経済協力機構(OECD、1948年)及びヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC、1951年)の設立等から始めるか、またはそれ以前について述べる場合は、第一次大戦後のクーデンホーフ・カレルギーの「汎ヨーロッパ運動」およびアリスティード・ブリアンのヨーロッパ構想を中心に言及するものがほとんどである。そして、大抵の場合、第一次大戦後のそれらの統合運動がナチ政権の成立と第二次大戦の開始によって、挫折したと締めくくられる。

例えば、太田稀喜著『統合ヨーロッパ』(亜紀書房、1991年)では、「ヨーロッパ統合の前史」の項で、カレルギーとブリアンに触れた後で、次のように述べられる。「ドイツとイタリアにはファシズムが台頭し、第一次大戦以降それまで協調的だったフランスとドイツの関係がまったく冷えきってしまい、ヨーロッパ統合の理念は具体的な動きをする前に、実現性を失ってしまった。だが、第二次大戦が終わると、ヨーロッパの統合を求める動きが再び頭をもたげだした。」(10頁)

つまり、ファシズムと第二次大戦期は完全に無視されているのである。もう一つ例を挙げると、石沢芳次郎著『欧州統合論』(産業経済研究会、1995年)では、「欧州統合への動きは、一九三〇年代の世界同時不況と第二次世界大戦によって、十数年間、棚上げの状態になっていた。しかし、第二次世界大戦が終了するとともに、欧州統合に向けての機運が再び盛り上がり、世界の注目を浴びるようになった。」(68頁)

また、統合史をテーマとする数少ない書籍の一つである金丸輝雄編『ヨーロッパ統合の政治史』(有斐閣、1996年)では、序章全体でカレルギーの運動について詳しく述べているが、ナチ時代および第二次大戦期については、次のように触れているのみである。

「欧州統合運動は第二次世界大戦中の反ファシズム抵抗運動の中でも燃え盛り、戦後の平和的欧州の再建のためにはナチズムという罪悪を生み出したナショナリズムを克服しなければならないという信念がレジスタンス運動の闘士たちの中に浸透した。自由・民主主義者たちがこの信念を最も強くもって第二次大戦後の欧州統合の担い手となった。」(20頁)

レジスタンス運動と戦後の統合運動との関連についての言及自体に意味があるが、そのレジスタンス内の統合構想そのものについての説明は一切なく、いきなり、戦後のチャーチルへと話は飛ぶのである。

このように、日本の多くの EU 統合関連書籍においては、1933年から1945年にいたる

ナチと第二次大戦の時代については、ヨーロッパ統合構想の中断期間、あるいは単純に反ヨーロッパ統合運動の期間であるかのように叙述されている場合が多い。

しかし、実はこの第二次大戦の期間こそが戦後のヨーロッパ統合構想に直接つながる構想が提起された時期だったのである。それも、反ナチ抵抗運動と、ナチの政府内の双方において。特に、ナチ側のヨーロッパ統合構想について触れたものは日本の EU 関連の書籍において管見するところ見あたらない。最近になってようやく先駆的な研究論文が発表され始めたばかりである。

#### ・ラーブランドの「汚れた源泉」論をめぐって

昨年イギリスで、ややセンセーショナルなタイトルの本が出版された。すなわち、日本語訳をすれば、『汚れた源泉』、副題が「ヨーロッパ構想の非民主的な素性」というもので、原題は John Laughland: The tainted source. The undemocratic origins of the European idea. Little, Brown and Company, London, 1997 という。これは、EU に至る戦後のヨーロッパ統合構想の源が、ナチ時代のナチ政府側のヨーロッパ統合構想に直接の結びつきを持っている、という研究である。著者ラーブランドは第二章「ファシストと連邦主義者」で第二次大戦中のフランスをはじめとした多くのヨーロッパ諸国におけるナチ協力者たちとナチ政府の間で議論された「ヨーロッパ新秩序」や「ヨーロッパ連邦」構想あるいはヨーロッパ「広域経済圏」政策などについて述べた後で、「ナチのヨーロッパ・プロパガンダは単なるプロパガンダとして片づけることのできるものではない。我々がより詳しく研究すればわかるように、それはそのように片づけるには余りに洗練されていた」と指摘し、「結論」として次のように述べている。

「このように、ナチ、ヴィシー政権およびファシズムの思想と今日のヨーロッパ統合のイデオロギーとの間にはいくつかの直接の関連が存在するのである。ある現代のヨーロッパ統合支持者はナチの広域経済圏 (Großraum) 政策の〈成果〉について語ってさえているのである、すなわち、1940 年の勝利の後に定式化された解決策は、〈ほとんど実際的なもの〉だったと。[中略] 同様に、別のヨーロッパ統合支持の評者は戦後のヨーロッパ共同体 (EC) の経済的な統合に与えた (多くのナチの経済学者たちが崇拜した) フリードリッヒ・リスト (Friedrich List) の諸説の影響について注意を喚起した、ブリュージュのヨーロッパ大学によって出版されたある本において。」さらに、「ナチの指導的地政学者」カール・ハウスホーファー (Karl Haushofer) の議論との関連に言及している (69 頁)。このようにナチ時代のヨーロッパ統合構想と現代のそれとのつながりを指摘する著者の意図について、著者自身は、「これらのアイデアが戦争中にヨーロッパの最もおぞましい悪鬼たちによって議論されていたということがこれまで十分に検証されてこなかったという純粋な歴史的な興味」と「成長可能な政治的および経済的な単位としての国民国家を拒絶することの内に反自由主義的な含意が存在することが議論されなければならない」ことなどを挙げている。

このラーブランドの 370 頁に及ぶ本は一定の反響を呼んだように見える。カバーに掲載されている書評の中には「今年の最も重要な本・・・まだヨーロッパ連合 (EU) に夢中になっている人々にとっては必読の書」(Scotsman on Sunday 紙) とか、「簡潔で、学問的、かつ無慈悲なほど批判的」(Sunday Times 紙) などと書かれている。

このようなタイトルおよび内容の著作自体が日本の一般の読者には想像しがたいものだろう。このテーマ、つまり、ナチ政府側のヨーロッパ統合構想そのものについて、少なくとも一般の読者には全く紹介されてこなかったといってもよいからである。つまり、ヨーロッパ統合の起源については、もっぱら反戦平和主義的なカレルギーやブリアンの構想などが紹介されてきたからである。しかし、ナチ時代にフランスをはじめヨーロッパにはかなりの数のナチ協力者たちが存在し、親ナチのヨーロッパ統合構想が語られ、また特に独ソ戦開始後は「ボルシェヴィズムからヨーロッパを守るための戦い」にドイツ以外の国々の人々が数十万人も、かならずしも強制されたのではなく、ナチ・ドイツ軍と共に戦ったこと、そして戦死したこと、これらの事実はヨーロッパの人々はよく記憶しているのである、たとえよく語られはしなかったとしても。

ところで、このラーブランドの著作に対してももちろん好意的な書評ばかりが出たわけではない。イギリスの保守党出身の元首相エドワード・ヒース (Edward Heath) は The Observer 紙の書評において、この本を厳しく批判している (1997 年 4 月 13 日付)。そこでは、ファシズムの思想を「ヨーロッパ構想賛成派」 ("pro-Europe") と言うのはひどく馬鹿げていること、なぜなら人権擁護、民主主義、法の支配などの現在の EU 憲章の前文に掲げられている思想にナチは正反対だったから、そして、ラーブランドの主な主張はヨーロッパ統合が国民国家の解体と人間の自由と反する危険があることだが、それは的外れであり、この本はヨーロッパ統合の過去と現在を歪めている、とヒースは裁断している。

戦後のヨーロッパ統合構想の直接の起源は第二次大戦中の反ナチ・レジスタンスの中ではなく、むしろヨーロッパ統合構想にこそ存在する、という考え方がある。だからこそ、ヒースの厳しい批判が生まれる、と言えるだろう。

ヨーロッパ統合構想の歴史を巡る研究において、ナチと第二次世界大戦の時代におけるナチ側と反ナチ側の双方の統合構想をその相互関係も含めて総体的に捉えるというテーマは無視できない重要問題として存在している。そして、ヨーロッパではそれをめぐる多くの研究や資料調査が行われている。その中でも、最も基本的な文献として、「ヨーロッパ大学」研究所発行によるヴァルター・リプゲンス編集の各巻 800 頁を越える 4 巻本の浩瀚な資料集『ヨーロッパ統合史資料集』がある<sup>1)</sup>。そのうち第一巻「1939 年から 1945 年のヨーロッパ連合のための大陸における諸構想」 (Continental Plans for European Union 1939-1945) と第二巻「1939 年から 1945 年のヨーロッパ連合のための大英帝国と亡命先における諸構想」 (Plans for European Union in Great Britain and in Exile 1939-1945) が第二次大戦期に当てられており、まさに、この時期のヨーロッパ構想が戦後の統合運動の直接の出発点であるとみなされていることがわかる。そして、第一巻には、単に反ナチ・レジスタンスの構想だけではなく、ナチ党および政府側の資料も収集されている。ラーブランドも主にこの資料集に拠っている。

ヨーロッパにおいてはヨーロッパ統合史の研究において重要なテーマとなっているナチおよび第二次大戦期の位置づけが、後で触れる若干の例外を除いて、日本ではほとんど欠落している、という問題状況をはじめに指摘しておきたい。ただし、本稿は、このテーマに本格的に取り組むものではない。その準備の一つとして、関係資料と研究の一端を紹介し、「ナチと反ナチのヨーロッパ統合構想」というテーマの輪郭を描いてみたいと思うの

みである。

## 1. あるヨーロッパ連邦構想

「 ヨーロッパ連邦の設立

ドイツ帝国、イタリア、フランス、ベルギー、オランダ、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、セルビア、クロアチアそしてスペインはヨーロッパ連邦を形成することを決意した。

この目的のために・・・諸国家の元首と・・・諸政府の代表は・・・において・・・日に会した。ヨーロッパ連邦を設立する協定書は、上述のヨーロッパ諸政府の全権大使によって調印され、以下の条項を含むものである。

(1) ヨーロッパ諸国民の共通の運命に明確な表現を与え、戦争が二度と再びそれらの諸国民の間で発生しないことを保障するために、ここに代表された諸国家は永久にヨーロッパ連邦を設立した。

(2) 連邦の加盟国は主権国家であり、互いの自由と政治的独立を保障する。それぞれの内政上の組織はそれぞれの主権に基づいて決定される問題である。

(3) 連邦の加盟諸国民はあらゆる方向においてヨーロッパの利益を共同で防衛し、外部の敵からヨーロッパを守る。

(4) 連邦の諸国家はヨーロッパの防衛のための同盟を締結する、そしてそのための諸計画がやがて策定される。

(5) ヨーロッパ経済は加盟国の相互の合意によって作成された統一的計画を基礎にして組織される。加盟諸国間の関税障壁は漸次撤廃される。

(6) 一方でそれぞれの国民的な特色を保持しながら、連邦に統合された諸国家は互いの密接な文化的交流を実施する。

(7) この連邦の設立加盟国ではないヨーロッパ諸国はそれに加盟するよう正式に招待される。

(8) ヨーロッパ連邦の組織のすべての詳細は連邦憲章において定められる。それが、戦後においてすべての関係政府による協議の主題を形成する。」

冒頭の加盟国名と最後の項目中の「戦後において」のひとことがこの構想が書かれた状況を示唆しているが、「連邦」(Staatenbund、英訳では confederation) という言葉を別にすれば、これらの内容は 1992 年のマーストリヒト条約あるいはヨーロッパ「連合」(Union) の現行憲章の前文と多くの共通性を有していることはあきらかである。ヨーロッパ内の永久平和という目標、自由な主権国家による連盟、ヨーロッパの共同防衛、関税障壁の撤廃などの統一的経済政策、諸国家の文化的な独自性の保持と互いの文化交流の促進等の主要項目はほとんど共通していると言っても良い。しかし、もちろん重要な相違点も存在する。現在のヨーロッパ連合憲章の前文との比較は後で検討するとして、この構想は誰がいつ書いたものか、専門家を除いて見当のつく人は多くないと思われる。

ヒントは、言うまでもなく、加盟国リストにある。冒頭の「ドイツ帝国」が雄弁に物語っているように、これは「ドイツ第三帝国」、すなわちナチの時代のものである。また、スロヴァキアの名があるのに、チェコの名前がないことに気づかれる読者もいるだろう。この時代、チェコはポーランドと共にドイツに占領されていたのである。セルビア、クロアチアの名前も、つい先年までユーゴスラヴィアに含まれていたことを思い起こせば、これが今は解体されたユーゴスラヴィア成立以前のを指していることがわかる。バルト三国についても同様のことが言える。あらためて、第二次大戦中の中央および東ヨーロッパの国家分布とソビエト崩壊後の近年のそれとの類似現象を思い起こさせる。もちろん、イギリスの名が見えないことは決定的な意味を持つ。すなわち、イギリスはこの「戦争」の交戦国だったからである。

これは、ナチ政府の外交政策の中心人物の一人、外務大臣リッベントロップのサインを持った文書『ヨーロッパ連盟』の添付資料として付されているものであり、日付は、「1943年3月21日」である<sup>2)</sup>。編者のサレウスキー(Michael Salewski)はこの資料を「新しいヨーロッパ」に関するナチ・ドイツの外務省の努力の「頂点」を示すものと呼んでいる。

これ以外にも、外務省の高官たちによるより詳しい「ヨーロッパ連邦」構想は残されており(特に、1943年8月のレンテ＝フィンク(Cécil von Renthe-Fink)の構想案『ヨーロッパ連邦の設立に関する覚書』<sup>3)</sup>及び1943年秋の『ヨーロッパ連邦の設立に関する報告書のための構想案』<sup>4)</sup>)、第二次大戦期に彼らを中心にかなり詳しいヨーロッパ統合構想が練られたことがわかる。これらが、「ドイツ帝国」のための戦術としての宣伝的な性格を色濃く持っていることや、肝心のヒットラーの賛同を得られなかったことにより、実体としても、現実性においても基本的な問題を孕んだものであったことは明らかである。しかし、一方で、スターリングラードでの敗北以後の戦況の悪化に強いられて単に宣伝だけにとどまらない「ヨーロッパ連邦」の必要性への意識が高まった結果、外務省を中心に練られた構想はそれ自体としては、戦後のヨーロッパ統合構想との間で注目すべき多くの共通点をも有するに至ったことは無視できない事実である。それは、ラーブランドが言うように、単にプロパガンダにすぎなかったと片づけることはできない問題も含んでいると思われる。というのは、その類似性の背後には、一定の歴史的な必要性あるいは必然性が存在していると考えられるからである。

そのことに関して、先に挙げたナチ政府外務省の高官レンテ＝フィンクは1943年8月の文書で次のように述べている。

「ヨーロッパの統合は、歴史によってすでに予示されており、避けることのできない展開である。技術革新の予想しえなかった早さ、近代的なコミュニケーション手段による距離の短縮、武器(航空-武器)の射程距離と破壊力の巨大な増加、膨大な軍備負担、そして共同生産と経済発展のためにより広くより大きな地域(大帝国と大陸の一体化の時代)を形成するという今日の傾向によってヨーロッパの統合は必然的なものとされてきたのである。統合することによってのみヨーロッパはこれまで世界で占めてきた地位を維持することができる。そうすることに失敗したならば、すべてのヨーロッパの国々は影響を受けるだろう(運命共同体 Schicksalsgemeinschaft)。」

そして、1943年秋の『ヨーロッパ連邦の設立に関する報告書のための構想案』ではこの問題がさらに詳しく論じられている。以下にその主要部分について紹介する。まず、「III.

「ヨーロッパ問題の連邦による解決」と題した一節ではヨーロッパ連邦の必要性が次のように主張されている。

「ヨーロッパ問題の特殊性は次の点にある、すなわち比較的狭い地域に多様な諸民族が統一性と独立性を組み合わせながら共に生きなければならないという点である。その統一性を強固なものにして、それらの諸民族の間で将来再び戦争が起こることのないように、またヨーロッパの利益が外に向かって共同で守られうるようにしなければならない。同時にしかしヨーロッパの諸国はそれぞれの自由と独立を保持しなければならない。そのことによってそれぞれのまったく異なった状況とまったく異なった課題に正しく対処し、全体の枠組みの中でそれぞれの独特の役割を創造的かつ自発的に果たすことができるのである。一つのヨーロッパの国が他の国に強制と命令によって従属するのではなく、それらの諸国の団結にヨーロッパの力と安全が基づいているのである。ある一つの或いは別のヨーロッパの国に政治的な措置を強制するようなあらゆる試みはヨーロッパにおいて再び対立をもたらさずにはおかないだろう。他方で、その政策を共通のヨーロッパの必然性に合わせる用意のないヨーロッパの国はヨーロッパの共同体の外側に立つことになるだろう。

ヨーロッパ問題の解決はヨーロッパ諸国が自由で必然性の洞察から生まれ出た決断によって主権国家による一つの共同体へと結集することによって、ただ連邦的な基盤の上にか実現されえないだろう。この共同体はヨーロッパ連邦(europäischer Staatenbund)と呼ばれ得るだろう。」

さらに、「IV.ヨーロッパ連邦への参加」において、「ヨーロッパ連邦は同権の基盤に立つてできるだけすべてのヨーロッパ諸国の共同体でなければならない」とも述べている。そして、第一次大戦後に戦勝国がヨーロッパの新しい秩序を自分たちの要求に合わせて決定し、勝者と敗者の差を恒久化しようとしたことを政治的な誤りと指摘し、「このようなやり方では平和なヨーロッパは決して生まれず、我々の大陸にとって不幸な結果が生じるだろう」と述べ、現在の戦争の後ではそのような誤りは繰り返されてはならず、敗者も新しいヨーロッパの建設に忠実に積極的に共働する用意があるならば、はじめからヨーロッパ諸民族の共同体において同権の地位を占めることができなければならないと主張し、「すべての歴史的に成長し、現在の戦争において、とくにボルシェヴィズムに対する戦いにおいて真価を発揮した諸国はヨーロッパ連邦のメンバーとなり得るだろう」と結んでいる。

最後の第VI節「ヨーロッパ連邦の諸課題」において、1. ヨーロッパの平和確保、2. 共通のヨーロッパの利害の保持 3. ボルシェヴィズムの危険からの共同の防衛、4. 外部からの攻撃に対する共同の防衛、5. 経済的な共働、6. 精神的、文化的および職業上の交流、等の諸点について具体的な政策を論じている。例えば、経済政策に関しては、関税障壁の撤廃等に関して、次のように述べられている。

「相互の物資の交換を活性化するため、そして一つの大きなヨーロッパ市場を創設するために個々の国家間に存在している関税およびその他の障壁が漸進的に取り除かれなければならない。その際に、生活に不可欠の経済部門、特に比較的小規模な経済分野の保護と確保、そして高い生活水準を持つ国々における生活水準の維持に配慮される。」

また、文化的な交流については、次の通りである。

「アングロサクソンの国々の絶望的な画一形式とは反対に、地域的に小さなヨーロッパが持っている他に類のない豊かさは小国でも大国でもその生活形式と精神的な民族的個性の

多様さに基づいているのである。ヨーロッパの生活圏はヨーロッパを肯定し、ヨーロッパの共同体の課題に忠実で積極的に共に取り組む用意のあるすべての参加国に対して、それぞれの精神のおよび民族的な独自性を自由に伸張させることを保障する。精神のおよび文化的な交流の進化と拡大はヨーロッパ諸民族にその特別の才能と力を発展させるための新しい可能性を開くだろう。この交流の強化は、ヨーロッパ諸民族の画一化をもたらしてはならず、大きな民族にも小さな民族にも同じ機会が与えられなければならないが、それは共通の文化的な基盤という意識でそれら諸民族を満たし、その新しい共同体のための最も強い絆となるだろう。」

これらの引用は、ラーブランドが言ったように、十分に「洗練されている」といわなければならない。ほとんどそのまま現在の EU 憲章の前文と重なり合うといってもよい。少なくとも言葉の上では現在につながる思想が、単にプロパガンダとして片づけることができない程度にまで深められて、展開されていることは否定できない。

もちろん、ここでいう「ヨーロッパ」には「アングロサクソン」のイギリスや「ボルシェヴィズム」のロシアは含まれていないばかりではなく、それらの国はヨーロッパの外部の敵なのであり（「イギリスとソ連に対するドイツの戦いはヨーロッパの統一戦争である。」）、そしてまた何よりも、この報告書の背後には、先に触れたリップントロップの場合と同様に、進行中の戦況を有利に導くための戦術または宣伝としての側面が厳然と存在していることを忘れてはならない。

リップントロップは先述の彼の構想案の主要な目的を、12 項目にわたって述べているが、そのほとんどは現在遂行中の戦争を有利に導くためのものである。たとえば、ドイツの味方や同盟国から戦後ドイツの支配下に置かれるという恐れを払拭すること、ロシアに対しては全ヨーロッパを敵にまわしているという印象を与えることにより戦闘志気を弱めること、イギリスとアメリカに対しては、彼らがヨーロッパを解放しているのではなく、団結して彼らに敵対している「一つのヨーロッパ」を攻撃していると感じさせることによって志気をくじくこと、フランスその他の占領地域においてドイツへの物的および人的な戦争協力の姿勢の強化に大きな影響を生み出すこと等を挙げた後で、「このような連邦は何も損なうものではなく、より大きなドイツ帝国が戦後に出現することを確実にするだろう」、そして、「我々がこの正しい戦術を用いれば、非常に多くの「ドイツの血」の喪失を回避できることを確信するものである」と述べている。つまり、これは戦争遂行を有利にし、ドイツ帝国の拡大をもたらす、ドイツ兵の犠牲を減らすための「戦術」として説明されている。この意味で、建前と本音の相違は甚だしい。

反ナチ抵抗運動グループのヨーロッパ統合構想との関係について、ある日本の研究者は、「政治的社会的性格がまったく異なる勢力が表面上は同じ様な構想を語っている」ことを指摘した上で、「組織化と戦後構築の主体の政治的社会的性格を抜きにして、構想の表面をいくら分析しても奇妙な結論しかでてこない」と述べている。そして、「どのような潮流がどのような国際的勢力と結びついて戦後の組織化を規定していくことになったのか、これこそ明らかにする必要がある」と問題提起している。<sup>5)</sup> 確かに、構想が特定の政治

的な意図を背景としており、構想を語っている勢力の「政治的社会的性格」を無視して、構想の言葉のみを論ずることはできないのは言うまでもない。そして、ナチ政府高官と反ナチ抵抗運動指導者との「政治的社会的性格」の違いは誰にもすぐに明らかだが、しかし一方で、構想それ自体の分析を無意味とみなすような先の考え方には、疑念を抱かざるを得ない。構想を語っている言葉（「構想の表面」）を抜きにして、どのような構想の中身も分析することはできないし、言葉の類似性は、そこに一定の思想的および歴史的な関連の検討をも要請する場合もある。「奇妙な結論」とは何を指すのか定かではないが、ナチと反ナチまたは戦後のヨーロッパ統合構想の類似性を指すとすれば、それこそなぜその類似性が生まれたのかについて、検討すべきであろう。そして、そのような視点ではじめて、より大きな歴史的な文脈の中で、ヨーロッパ統合の歴史におけるナチと第二次大戦期の位置づけが可能となるだろう。

サレウスキーは、リプゲンス編集の前記資料集においてナチ政府と党のヨーロッパ統合構想について総括的に論じた一文の最後で、戦後の統合構想との関係という問題について次のように述べている<sup>6)</sup>。

「最後に、ナチ・イデオロギーのヨーロッパ的な側面、そしてヨーロッパのファシズム運動によって発展させられたヨーロッパに関する構想が何らかの歴史的な意味を持っているのかが問われなければならない、あるいは別の言い方をすれば、ナチの計画と経験は1945年の後のヨーロッパの統合に向けての努力に何らかの影響を持ったのか。

この問いは挑発的な響きを持っている。なぜなら、我々が知っているように、ヨーロッパ構想のルーツはナチズムと他のすべての運動や政府に対して最も激しく抵抗した諸グループの中に正確に見いだされうるものだからである。統合されたヨーロッパという高貴な構想が、言わば、ここに集められた(ナチの)文書に示されている諸構想によって汚されるというようなことがあり得るだろうか。

その答えはイエスでなければならない、しかしすぐに付け加えなければならないのは、実際上の用語における時には驚くほどの構想の類似性は知的な、まして道徳的な類似性とは何の関係もないということである。」

このように、ナチのイデオロギーを評価していると誤解されないように注意を払いながら、事実関係を曖昧にしないようにつとめている細心な言い回しにも注意を喚起したい。そこに、このテーマの扱いにくさとそれを扱う際の熟慮が伺えるからである。

そして、両者の類似性の背景をより大きな歴史的な文脈において次のように指摘している。「19世紀後半に理解されていた意味での国家主権を後生大事に守りながら、対抗しあう小さな国家からなる世界から抜け出ようとする衝動は今世紀の最初の10年以來ヨーロッパ中で感じられた。より大きな政治的または経済的規模でヨーロッパの異なった諸国家が結合することは一方ではヨーロッパにおける近代化の急激な進展と他方では海外の競争相手の恐るべき成長の必然的な結果だった。」このように20世紀のヨーロッパの大きな流れを指摘したあとで、第一次大戦中に展開された「中央ヨーロッパ」(Mitteleuropa)構想に触れ、それが「本質的にはファシズムのイデオロギーではなく、経済政策の厳しい現実に基づくものだった」と評価し、ドイツのコンツェルンがヨーロッパ構想を先導し、政治家ではなく経済界の指導者たちが早くも1940年に広範囲におよぶ経済的な変換と統合の



計画を作ったことは、驚くべきことではないと述べている。このように、経済的なヨーロッパ統合の大きな流れの中に第二次大戦期のドイツ政府の側の統合構想も位置づけられることを指摘している。

しかし、同時にまた、そのことが1945年のあとのヨーロッパ統合運動が「イデオロギーのラベルを変えただけのナチの構想の単なる継続にすぎないという誤った結論」を導いてはならないと釘を差している。というのは、ナチの政策は「その残酷さと人権の蔑視においてヨーロッパ列強と西欧の諸国民の結合の健全な礼節の伝統を裏切った」ことは明白で、「その人種主義と生存圏(Lebensraum)の追求は、現実の歴史的なヨーロッパのみではなく、その精神的な神髄をも破壊することを目指していた」からであり、その観点から見れば、「ヨーロッパに関するナチの構想は結局、常に反ヨーロッパ的な構想だった」と言うことができるかと締めくくっている。

ところで、外相リッベントロップの下でレンテ＝フィンクらによって検討されたヨーロッパ構想をヒトラーは受け入れなかった。その理由に関連して、「我々の隣国はすべて我々の敵である、我々は彼らから手に入れることのできるものはすべて手に入れなければならない、しかし、彼らに何ものも約束する事はできないし、してはならない」とヒトラーが「ヨーロッパにおける新秩序」に関して述べたことを、エルンスト・ヴァイツゼッカーは1943年5月2日付の日記に記している<sup>7)</sup>。

ではヒトラー自身のヨーロッパ構想はどのようなものだったか。リプゲンスは次のように特徴的な一端を示している<sup>8)</sup>。

「ヒトラー自身はナチのプロパガンダにおいて<ヨーロッパ>というスローガンをを用いることに対してはじめは乗り気ではなかった。彼の私的なサークルにおいてはヒトラーは『ヨーロッパは地理的な概念ではない。それはその血管に流れている血の問題である。』と明言していた。ヨーロッパとアジアの間の真の境界は『スラヴ世界からゲルマン世界を分けるものである。我々がそれを我々の望む所に設定するするのが我々の義務である。』つまり、<ヨーロッパ>とは<ゲルマン民族のチュートン(ゲルマン)帝国>と同義語にならなければならない。1943年になってもなおヒトラーはナチの地方長官たちの会合に宛てて、剥き出しの民族的帝国主義の言葉遣いで彼の目的を述べている。

すなわち、ゲッベルスの説明によれば、『ヨーロッパにまだ存在している小国家のがらくた(Kleinstaatengerümpel)はできるだけ早く片づけられなければならない、という結論を総統は出した。我々の闘争の目的は統一ヨーロッパの創設でなければならない。ドイツ人だけが現実にヨーロッパを組織できる。・・・従って世界支配への道は実際的に確実なものである。ヨーロッパを支配することは世界の指導権を握ることになるだろう。この関連で、たとえ議論の基礎としても善悪の問題を我々はもちろん受け入れることはできないのである。』

このまさに「剥き出しの民族的帝国主義」は、覇権主義的なヨーロッパ統合構想が人種論的民族主義によって極限まで徹底されたものと言えるだろう。従って、ヒトラーがリッベントロップやレンテ＝フィンクの諸民族協調を謳った「ヨーロッパ連邦」構想も「もちろん受け入れることはできない」だろう。

リプゲンスはまた、第二次大戦におけるナチのヨーロッパ支配を「ヨーロッパにおいて

一つの民族が覇権を握ろうとした最後の試み」と呼んでいる。このようなヨーロッパ構想はサレウスキーの言うように、ヨーロッパの「精神的な神髄」を破壊するものとしての「反ヨーロッパ」構想と言うこともできる。しかし、もちろん、ヒトラーもナチズムも紛れもないヨーロッパの現象であることも事実である。つまり、民族的または人種論的優越思想に染まったヨーロッパの一面を映している。それは、もちろん第二次大戦後のヨーロッパ統合構想の「精神的な神髄」とは相容れないものである。

一方で、広域経済圏思想、或いは関税障壁の撤廃等による経済統合のメリットおよびそのための政治機構の統合のみに限れば、ナチ官僚のプランと現在の統合プランとの「驚くほどの」類似性は存在する。また、言葉の上の「平和」や「各民族の文化的な独自性」の確保についても、すでに見たレーテ＝フィングの構想のように、同様なことが言える。問題は、従って、それらすべての類似性または同一性を根底から覆すものとしての、「ナチ・ドイツの軍事力による支配の下での」という前提にある。そのなかに、「ヨーロッパ」以外の民族への人種的な差別思想も優生思想も、人権蔑視や独裁思想も必然的に含まれる。それらを、サレウスキーは「反ヨーロッパ」的な思想と呼んでいる。「反ヨーロッパ」思想による「ヨーロッパ」統合という背理に、ラーブランドはどう答えているか。ラーブランドの本でのサレウスキーへの言及はフェアとは言えない。サレウスキーを単純にナチのヨーロッパ構想の支持者の代表者の一人のように引用しているからだ<sup>9)</sup>。

しかし、サレウスキーがここで提起しているより重要な点は、ラーブランドのようにナチのヨーロッパ統合構想を一面的に戦後の統合構想に結びつけることでもなく、また、ラーブランドを厳しく批判したヒースの書評におけるようにその「反ヨーロッパ」的側面のみを取り上げるのではなく、その両面を 20 世紀ヨーロッパの歴史的な文脈においていかに統一的に捉えるかという課題である。それはまた、経済的な側面と人権思想などに関する理念的側面の双方を合わせて捉える視点でもある。

## 2. もう一つのヨーロッパ統合構想

### 「III. 戦争終結時における期待される政治的および軍事的状況

#### A) 国際関係

1. ドイツは打ち負かされた。つまり、もう戦争を継続できる状況にはない。[中略]
2. 平和は結合された一つのヨーロッパ主権国家(a united European sovereign state)を生み出す。それは、ポルトガルから可能な限り東のある地点まで及ぶ広がりを持つ。この結合されたヨーロッパの内部には多くのより小さな非主権国家が存在し、様々な政治的な調整によって互いに歯車が噛み合った状態になっている。それらの非主権国家は少なくとも次のものを分かち合うだろう、すなわち関税の境界線、通貨、防衛を含む外交政策、憲法上の権威、そして、可能ならば、経済的な管理機関。
3. 平和はアングロ・サクソン連合を生み出す。その経済的な力の中心はアメリカ大陸に存在する。[後略]

#### B) 内政

1. ヨーロッパの動員解除は一つの巨大な共通の経済的な組織の創造へと至った。それは、ヨーロッパ諸国間の経済的な官僚機構および経済的な自治諸組織によって導かれる。経済政策はその他の内政に明確に従属してきた。
2. ヨーロッパは歴史的な伝統に合わせて形成された自治的な行政単位に分割される。それらは規模の点でやや似通っており、グループ内において互いに特別の関係を有する。このようにして、以前の強国、ドイツとフランスの絶対的な支配は敵対感情を生み出すことなく、うち破られた。
3. 文化問題の管理は非中央集権化される。しかし、地域間の通常の交流の可能性は存続する。宗教的な共同体は廃止される、しかしそれらはなお財政援助を受ける強い当然の権利を持つ。
4. 個々の国家の在り方は完全に異なっている。しかしながらすべての小共同体の成長を促進するという点ですべての国家が合意する。小共同体は公法上の一定の権利を享受し、公的な財源を共有できる承認された権利を持つ。
5. ヨーロッパ国家における最高の立法機関は個々の市民に対して責任を負う、自治諸組織ではなく。[後略]
6. 生命と身体は法的手続きによって保護されるべきものとし、警察の方法 (police methods) の使用の機会を許さない。経済活動は財産によって享受されるのと似た地位を一定の職業に授与することによって保障される。家庭と消費財における私的部門は保護されなければならない。
7. 生産手段に関する機能的でない諸権利はさらに制限されるべきである、責任と進取の精神から生まれる喜びを排除せずに。
8. 最高執行権力は次の 5 名からなる内閣によって実行される、すなわち首相、外相、国防相、内相および経済相。[後略]

これは、ドイツの主要な反ナチ抵抗運動グループの一つ、クライザウ派の中心人物、ヘルムート・フォン・モルトケ (Helmuth von Moltke) が 1941 年 4 月 24 日付で記した文書『最初の状況、目的、課題』<sup>10)</sup>の一部である。それまでのヨーロッパ諸国から戦後に作り出されるべき一つの「結合されたヨーロッパ国家」についての上記の構想の中には、明らかに現在の EU に至る戦後のヨーロッパ統合構想と直接重なり合うアイデアがかなり含まれている。個々の点についての異同の検討も興味深いと思われるが、ここでは立ち入らない。ただ、「結合された一つのヨーロッパ主権国家」の構想は、個々の国家の主権の制限の問題、共通の防衛政策、単一の政府の創設の問題などむしろまだ実現されていないもの、つまり現在のヨーロッパ統合の運動のさらに先を行くものというべきだろう。その実現可能性の有無も含めて、50 年余りも前、ナチ政府支配下の第二次大戦の真っ最中にモルトケらは戦後から現在にいたるまで議論の対象となるべき大きな構想を育てていたのである。

モルトケは他のクライザウ派やその他の約 200 名の反ナチ抵抗運動関係者とともに、1944 年 7 月 20 日のドイツ軍高級将校らによるヒトラー暗殺未遂事件に連座して処刑された (1945 年 1 月 23 日、ベルリンのプレッツェンゼーで絞首刑)。従って彼ら自身がその戦後ヨーロッパ統合構想の実現に参加することはなかったが、戦後ドイツの多くの人々にとって重要な精神的な拠り所となった。このモルトケの文書の中心課題は、上記のような

統合構想の具体的で政治的なアイデアよりも、むしろ戦後構想を考える際の出発点としての、精神的または道徳的な前提問題にあったように思える。そして、そこにこそ、先に紹介したナチ政府の主に外務省を中心に検討されヨーロッパ統合構想との本質的な相違点、あるいは対立点があると言えるだろう。その点について、モルトケの先の文書のうち、引用部分の前の「II.諸目標」で例えば、「私が描き出そうと試みているのは誰もが同じ価値に関わり合っているという感情である。この価値は、従って、民族主義と人種主義を排除する。」と述べて、ナチズムとの根本的な価値観の違いを示唆している。さらに、「精神のおよび知的な傾向」として「a)権力政治(パワー・ポリティックス)の終わり、b)民族主義(ナショナリズム)の終わり、c)人種主義の終わり、d)個人を支配する国家の権力の終わり」の四つが認められるとして、その理由を次のように説明している。

「この戦争は共同体における行動において結びついているこれらの四つの関連の不適格さを明示するだろう。それらは不合理性を露わにするまで極端に押し進められるだろう。実際、それらはもうある程度までそうされた。権力の最大の拡張は平和をもたらさないだろう。民族主義はすでにフランスでもドイツでもその魅力を失ったように見なされる。人種主義は不合理である、もし人種を守り支えると主張している国家がその宣言された敵と協力関係を持っており、一方で(人種問題に対して)寛容な国家が人種主義的な利益を守っているとすれば。個人に対する最も巨大な国家権力が平和をもたらさないならば、それらの権力に敵対して革命が起こるだろう。(…)要約すれば、戦争の終わりは中世の教会の崩壊以来人類が経験したことがないような世界の再構築のための有利な機会を提供するだろう、というのが私の意見である。」

また、先の引用部分に続いて、「IV.考慮されるべき諸問題」として、「a)個人の内的な参加意識、b)個人の自由、c)個人の責任感 d)小共同体における個人の責任感の表現、e)表現手段の回復」の5点を挙げて、彼のヨーロッパ統合構想の基礎としての個々の人間の内面の在り方について述べている。例えば、「個人の自由」は「政治的な再構築のためのどのような計画においても本質的な点の一つでなければならない。」とか、「個人の責任感」については「これはすべての我々の目標を推進するための最も重要な出発点のひとつ」であり、「誰もが共同体のために何事か有益なことを行う可能性をもたなければならない。」と述べられ、個人の自由と責任感を根本的なものとして重視する考え方を示している。また、「表現手段の回復」については、「すべての政治家(statesman)は自らを理解されうるものにするための言葉と行動を必要とする。言葉はその意味を奪われてしまっている、そして行動は曖昧となってしまっている。」として、現状批判と「言葉と行動の調和」の回復を求めている。これらは、モルトケのヨーロッパ統合構想が単なるドイツの、或いはヨーロッパの政治的な地位の維持や経済的な利益のみを追求するためのものではなく、そこで人間の在り方、個人と共同体のあるべき姿の追求を思想的な核心としたものであることを物語っている。そこに、まさにサレウスキーやヒースの言うヨーロッパ的な価値観との結びつきがあると言うことができる。リップントロップが彼のヨーロッパ統合構想をドイツの戦争遂行とドイツ帝国の拡張のための「戦術」として説明しているのと対極の位置にあると言うことができる。

ところで、モルトケはまた、彼の統合構想の持つ国際関係上の問題について、別の文書でやや立ち入って述べている(『出発点の状況と諸課題』1941年7月9日付<sup>11)</sup>。

「ヨーロッパは単一の主権の下に置かれた一つの連邦国家である。その国境は北西部は大西洋によって、南部は地中海と黒海によって、東部はルーマニアの東の境、以前のポーランド、バルト諸国、及びフィンランドによって形成される。ロシアの領土はウラル山脈までは連邦に属する、完全な加盟国としてではなく、しかし、少なくとも暫定的には、保護国の地位で。コンゴを含みエジプト、スーダン、アビシニアを除くアフリカはヨーロッパの植民地域である。イギリスとアイルランドとアイスランドは連邦に属する、しかし連邦とイギリスとの結びつきはいくらか緩く、それによってイギリスはアングロ・サクソン世界の精神的な中心であり続けることができ、特にアメリカ合衆国と向かい合ったその地位を保つことができる。

連邦の権力は、外交問題、軍隊、計画的ヨーロッパ経済、ロシアの領土とアフリカの管理を含む。その他のすべての公的な機能は個々の国家または自治組織に属する。[後略]

戦後の統合構想においてイギリスとの関係、あるいは東欧およびロシアの加盟問題など現在の EU においても争点となっている問題についてもすでに具体的な検討を行っていることがわかる。その意味で、現実政治上の側面も十分備えた構想だったことが伺える。ただし、ロシアの領土やアフリカの植民地の扱い方の点で、モルトケは当時のドイツおよびヨーロッパの植民地主義の発想をそのまま是認しており、あの時代とそしてまたドイツの古い貴族階級という出自のもつ限界を明確に示している、と言わなければならない。

日本でも、クライザウ派のヨーロッパ構想について立ち入って分析した研究が現れている（永岑三千輝、ナチ体制下の戦後構想とドイツ資本主義の組織化、権上康男他編、20世紀資本主義の生成、東京大学出版会、1996年 所収）。

すでに、触れたように、権力政治の排除、極端なナショナリズムと主権を振り回す国民国家の拒否等のモルトケの原則的な立場を指摘し、第二次大戦の位置づけに関して、「モルトケは直面している戦争の「歴史的な課題」がヨーロッパの対立の克服であり、個々の国家の主権要求を克服したヨーロッパ全体の統一的な主権を必然化することにあるとみた」（328頁）こと紹介している。そして、モルトケが戦後の東西対立をすでに見通し、その中でヨーロッパの向かうべき方向について次のように鋭い先見性をもって考察していたことを報告している。

「資本主義のアメリカと Kommunismus のロシアの連合は「敵対者の共同体」であり、連合国としての目的が達成された後は全ヨーロッパ諸国は「対立敵対する西と東の列強のあいだで改めて内政的にも外交的にも切り裂かれる危険に直面している」と（モルトケ）はみていた。・・・

ヨーロッパの救済と歴史的使命は、「真の平和ブロックの創出」によってこの破滅的な展開に立ち向かうことにあり、独自の社会的・経済的・政治的な新体制によって、すなわち「第三の道」を切り開くことによって東西対立を克服することにあるとしていた。新しいヨーロッパの新体制はヨーロッパの「根本思想の共通性」、「ヨーロッパ共通のエートス」が背景にあって初めて可能であった。支配的な世俗化された人生観を「キリスト教的態度」によって内的に克服する必要があった。」（328-329頁）

ヴァルター・リプゲンスはドイツの抵抗運動におけるヨーロッパ連邦の中心的な主唱者として、このモルトケらの「宗教的—社会主義的貴族たち」のグループを挙げている。そ

して、モルトケの上述の文書をその重要さの点でイタリアのスピネリ (A. Spinnelli) とロッシ (E. Rossi) による「ヴェントテネ宣言」(Ventotene Manifesto) やフランスのレジスタンスのレオン・ブルーム (Léon Blum) の「人間的な尺度で」(A l'échelle humaine) と並ぶものであると高く評価している<sup>12)</sup>。

反ナチ・レジスタンスと戦後のヨーロッパ統合運動との関連については、大西建夫、岸上慎太郎編『EU 統合の系譜』(早稲田大学出版会、1995 年) において次のように言及されている。すなわち、「ナチスの侵略政策と人種政策は、ヨーロッパ各地で広範な抵抗運動を引き起こし、また、抵抗運動に積極的に身を投じた人々の間で国境、主義、人種を越えた連帯感が生まれ」たこと、彼らを結びつけたものとして「ヨーロッパ陣として共有する歴史と文化遺産」、そして、「よりよいヨーロッパの未来へむけての共通の思い」だったことが指摘されている。また、一九四二年五月の「ドイツとヨーロッパのためのドイツ人の抵抗綱領」に言及し、「自由と人権を保障する将来のヨーロッパはイギリスも含めた自由な国々からなり、一つの政府を持つヨーロッパ連邦の設立」構想が存在したことが示されている。また、一九四四年のドイツ人抵抗グループも含めたいくつかのヨーロッパ諸国の抵抗運動グループの代表たちによる「ヨーロッパの協力についての声明」について触れ、「解放されたヨーロッパにおいて人権、安全保障、社会正義、経済諸力の有効活用」のために、「諸国が絶対的国家主権というドグマから解放され共同の連邦組織に統合されるべき」であること、さらに、いわゆる「ドイツ問題」に関連して、「他の諸国民への危険をもたらさずにドイツ国民をヨーロッパ世界に参与させうる唯一の方法」としての「連邦秩序」構想、「ドイツの重科学工業をドイツの民族主義的目的に用いさせないため」に「ヨーロッパ産業組織」へ統合すること、また、「連邦主義こそが大戦後の世界においてヨーロッパの自立を実現する理念である」ことが、抵抗運動の共通認識になっていたことが述べられている。すなわち、戦後のヨーロッパ統合構想と反ナチ抵抗運動における構想が直接的なつながりを持っていることが指摘されているのである。(19-20 頁)

このようにモルトケの構想はヨーロッパ諸国における反ナチ抵抗運動におけるヨーロッパ統合構想<sup>13)</sup> においても「自由と人権を保障する将来のヨーロッパ」というその思想的な方向において共有されていたことがわかる。

### 3. ヨーロッパ統合運動史における第二次大戦期の位置づけをめぐって

第二次大戦期のヨーロッパ統合構想の例としてナチ政府側からリップベントロップ/レーテ=フィンク<sup>14)</sup>の構想、反ナチ抵抗運動側からモルトケの構想を取り上げた。では、これらの構想は、第一次大戦以後のヨーロッパ統合運動の歴史においてどのような特徴を持ち、どのように位置づけられるのか、また 1992 年のマーストリヒト条約発効後の現在のヨーロッパ連合とどのような理念上の関連をもっているのかについて日本の先駆的な研究を手がかりに考えたい。

#### 1) 前史 — 第一次大戦期からワイマール共和国時代 —

(1) 村瀬興雄、欧州統合の前史—ドイツを中心として—、「国際政治」27 号、『欧州統合の歴史』、有斐閣、1964 年 所収

村瀬はこの中で第一次大戦時のドイツ当局と第二次大戦時のナチとの戦争目的のつながりに言及している。まず、フリッツ・フィッシャーの研究に基づいて、第一次大戦時のドイツ首相ベートマン・ホルヴェークの戦争目的を次のように描く。

「一九一四年九月九日の宰相ベートマン・ホルヴェークの戦争目的は中央ヨーロッパ計画を中心とするもので、西は大英帝国とアメリカ、東はロシア帝国を向こうに廻して世界強国としての覇権確立を目指していた。西方に対するドイツの要求としては、フランスを経済的に隷属させ、オーストリア・ハンガリー帝国と無制限の関税同盟を行い、ドイツ・オーストリアの経済共同体を中核として、ベルギー、オランダ、デンマークを経済同盟を結成して、できればイタリア、スウェーデン、ノルウェーを之に含める。東方に対してはポーランドを経済共同体に編入し、ロシア帝国を東方に追い払って、非ロシア民族の住む広い地域をドイツの覇権の下におく。」

これを村瀬は「ドイツ帝国主義によるヨーロッパ統一であり、軍国主義的暴政による異民族支配である」と特徴づけた上で、ナチとの関連を次のように指摘している。

「この巨大な中央ヨーロッパ構想が、地域だけとってみれば、ヒトラーの「ヨーロッパ新秩序」構想と瓜二つであることに注目されたい。」(11頁)

村瀬はまた、この覇権主義的なヨーロッパ統合構想に対置して、同じ第一次大戦中に盛んに論じられたフリードリヒ・ナウマンの「中央ヨーロッパ論」を「汎ゲルマン主義派やベートマン・ホルヴェークの抑圧的な世界制覇プランとは明らかに異なる構想」であり、「諸民族の共存を目指した」ものとして、第一次大戦後のカレルギーやブリアンなどの統合構想やさらに第二次大戦後のEECにもつながるものとして詳述している。

ここには反ナチ・レジスタンスの統合構想については言及がないが、この非覇権主義的で諸民族共存を目指すヨーロッパ統合構想の流れの中に、それが位置すると言うことができるだろう。こうして、第一次大戦から第二次大戦を通して相対立する二つのヨーロッパ統合構想の流れを目にすることができる。

## (2) 木谷勤、欧州統合の理念と現実、「思想」第489号、1965年

木谷はここで、村瀬も取り上げた第一次大戦期の上述の二つの構想について、ホルヴェークの戦争目的に関する覚書(1914年9月)に関しては、「これはまさにドイツ帝国主義による暴力的な欧州統合構想といえる」と指摘して、村瀬と同様の評価だが、ナウマンの中央ヨーロッパ構想については、評価が異なる。

「ナウマンらは、ドイツの帝国主義的発展の未来について楽天的であったから、彼らが期待していたものは本来世界市場でのドイツの覇権であって、「中欧」ではなかった。そのナウマンをして「中欧論」を書かせたのは、第一次大戦の戦局であり、彼は戦線が膠着し、世界市場への途を閉ざされたドイツが、現実に軍事的に確保しえていた中・東部ヨーロッパに活路を見出さざるおえなくなったとき、そこにドイツ、オーストリアの団結を中心に、マジヤール人や種々の西スラブ民族が緊密に協力する政治的・経済的共同体を考えたのであった。」このように、その「理念」の背後の「現実」を分析している。そして、「戦争が勝利なき講和に終わるかもしれぬと言う欧州の未来への予見、経済・技術の規模が国家

の枠を越えて発展していることの認識、そして彼の中産階級的な民主主義及び国民主義の立場、これらがナウマンの中欧構想に現実とユートピアの交錯という性格を与えた」と特徴づけている。その上で、ナウマンの構想の「歴史的意義」を、「まさにその若干の非現実性、すなわち広域市場圏の上に国民国家の主権制限を伴う一種の上級国家を、しかも諸民族の自主性の尊重と民主政治の基盤の上につくる提案を大胆に行った点にあった」と評価し、同時にまた、「あの帝国主義の一元的支配の大市場圏を下図に持たざるを得ず、また「中欧大国家」の建設は現実のドイツ帝国とオーストリア・ハンガリー二重帝国の上に行われる筈のものであった」ことを指摘している。

木谷は、同様の視点で、ブリアンのヨーロッパ合衆国構想やそれを支持したドイツのシュトレゼマンについても、結局それぞれフランスおよびドイツの国益の保持に核心があったと批判的に分析している。この論文では 30 年代はじめ、まさにナチ第三帝国の成立直前までしか扱っておらず、ナチと反ナチレジスタンスにおける統合構想については全く言及がない。しかし、統合構想の「理念」と「現実」の両面を批判的に検討する視点はその後の統合構想を検討する際にも留意されるべきものであろう。

## 2) 第二次大戦期におけるナチヨーロッパ統合構想について

現在の EU が戦後のヨーロッパ統合運動の到達点であることを考えれば、その直接の前身は第二次大戦期にあることは明らかであろう。それが、直接の起源であれ、また、否定現象を通しての統合の出発点として機能したのである。その意味で、このナチおよび第二次大戦期とヨーロッパ統合運動の関連についての研究の欠落を補おうとするものとして先に触れた永峯論文の他に、古内博行『第二次世界大戦期におけるレジスタンス運動の戦後統合構想 - ヨーロッパ統合への本格的端緒』（秋元英一他編『市場と地域-歴史の視点から』日本経済評論社、1993年 所収）を挙げることができる。

この論文で最も重要なのは、ナチと反ナチの統合構想における共通性を大幅に認めた上で、ナチの覇権主義的な「剛構造」的統合への対抗の切迫した必要性から現実性を獲得したレジスタンスの民主的・不戦共同体としての「柔構造」的統合構想として、すなわち、ナチか反ナチかではなく、両者の対抗関係から弁証法的に展開されたものとして戦後の統合構想を位置づけている点である。これは、先に見たサレウスキーの論点をさらに深めて、ナチと反ナチの両者のヨーロッパ統合構想（あるいは部分的な先取り現象）の関連を統一的に捉える視点を提供するものとして、意義深い分析である。

「旧来のパワー・ポリティックスの病弊、経済のバルカン化問題、ヴェルサイユ体制の崩壊は実はナチスによる統合構想においても主張されたことであり、統合構想自体は微妙に錯綜するところがあった。それはレジスタンス運動の統合構想がヨーロッパ問題という同じ磁場に引き寄せられた以上当然のことであり、従ってレジスタンスが陥ったジレンマには想像を絶するものがあった。だからといって、レジスタンスは一九三八年のカレルギーが表明したように、ナチスへの忌避感からヨーロッパ統合を棚上げするわけにはいかなかった。国内最前線にふみ留まりながら、唾棄すべき統合の出現に逢着して「あるべき」統合の形態を模索する歴史的課題を背負わねばならなかったのである。」

そして、その「あるべき」統合構想の基本構造に関して、「覇権的秩序と権力的至上再編の剛構造的な統合の現実がかえってその対抗としての柔構造的な統合構想を後押しし、



それに不可逆性を与える衝迫力となっているのである。」と指摘している。さらに、具体的なその内容としては、「破壊的なナショナリズム」を歴史的に終焉させることによってヨーロッパ内部での「不戦共同体」の構築が目指されたこと、「ナチスのヨーロッパ統合とは正反対に民主主義と自由を基盤とする平等な国際協力システム」が必要とされたこと、を挙げている。

この論文では、ドイツ以外の反ナチまたは反独レジスタンスが検討の対象となっているが、すでに見たように、モルトケらのドイツ国内の反ナチ・レジスタンスにおいても、基本的に同様の弁証法的な関係が存在したことを付け加えなければならない。

### 3) マーストリヒト条約前文との比較

EU 憲章（マーストリヒト条約）前文と前述のリッベントロップおよびモルトケのそれぞれのヨーロッパ統合構想とを理念に限って比較すれば、どのような異同がそこに見いだされるか。それは、ナチと反ナチのヨーロッパ統合構想と現在との関連を考える一つの端的な方法といえるだろう。もちろん、これはいわば言葉の上だけの、理念上の問題であり、その言葉の背後の現実あるいはその言葉に込められた政治的あるいは功利的な意図との関係を問うものではない。それは別に詳しく検討されなければならないのは言うまでもない。

EU 憲章前文のドイツ語版から主要部分を試訳して以下に掲げる<sup>14)</sup>。

「ベルギー国王陛下スペイン国王陛下、デンマーク女王陛下、ドイツ連邦共和国大統領、ギリシャ共和国大統領、フランス共和国大統領、アイルランド大統領、イタリア共和国大統領、ルクセンブルク太閤陛下、オランダ女王陛下、ポルトガル共和国大統領、北アイルランドと大英連合王国女王陛下は、

ヨーロッパ共同体の創設によって導かれたヨーロッパ統合の過程を新たな段階に引き上げることを決意し、

ヨーロッパ大陸の分断の克服の歴史的な意義と未来のヨーロッパの形成のための基礎を創る必要性に鑑みて、

自由と民主主義の諸原則への確信と人権と基本的自由と法治国家の原則の尊重を確認しつつ、

それぞれの歴史、文化、伝統の尊重の下にそれら諸国民の間の連帯を強化することを希望し、

課された使命を統一的で制度的な枠組みにおいてよりよく実行できるようにするために、その諸機関の作業上の民主主義と効率性を強化することを希望し、

諸国民経済の強化と集中を実現し、この条約と一致しつつ統一的で安定的な通貨を含む

一つの経済及び通貨連合を設立することを決意し、

統一市場の実現並びに結束と環境保護の強化の枠組みにおいてそれら諸国民の経済的及び社会的な進歩を促進し、経済的な統合に伴う進歩が他の諸分野における並行的な進歩とともに実現することを保障する政策を追求するという固い意志の下に、

加盟各国の国民のための共通な連合市民権の導入を決意し、

共通の外交及び安全保障政策を追求し、そこにはしかるべき時期において共通の防衛に至りうる共通の防衛政策の確立の将来的な展望をも有し、そのことよってヨーロッパと世界における平和と安全と進歩を促進するために、ヨーロッパの同一性と独立を強化することを決意し、

司法と内政の諸規定をこの条約に導入することを通して市民の安全確保の下に居住移転の自由を促進するという目標を強固にし、

補完性の原理に従って諸決定ができるだけ市民に近いところで行われるようなヨーロッパ諸国民のますます緊密な連合を創設する過程を押し進めることを決意し、

ヨーロッパの統合を推進するために行われなければならない一層の措置を展望し、

ヨーロッパ連合を樹立することを決意した。 」

この EU 憲章前文の主要項目を挙げれば、以下の 8 つを挙げることができる。

1. 分断の克服の歴史的意義
2. 諸理念（自由と民主主義の諸原則、人権と基本的自由と法治国家）
3. 諸国民の連帯と多様性尊重（歴史、文化、伝統）
4. 諸機関の作業上の民主主義と効率性
5. 諸国民経済の強化と集中、経済及び通貨連合の設立
6. 加盟各国の国民への共通市民権の導入
7. 共通安全保障政策の追求
8. 居住移転の自由と市民の安全確保のための法的整備

このうちリップントロップの構想案と共通している項目は、1. 3. 5. および 7 である。そして、リップントロップの文書に欠けている項目、個人の自由や人権の尊重に関わる項目（2. 6. 8）が、モルトケの構想案の基本理念と結びついていると言うことができるだろう。

これらの関係を、第一次大戦後から第二次大戦後にかけての時期のドイツにおけるヨーロッパ統合構想を中心に、理念上の関連、対立、重なりを試みに概念図として示したのが次ページの図である。



#### 4) まとめ 一覇権主義的統合から個人の自由原理へ一

サレウスキーやリブゲンスも述べていたように、20世紀におけるヨーロッパの経済的な地位の相対的な低下という大きな歴史的状況を基本的な背景として、ヨーロッパの統合、特に経済的な統合への欲求は政治的な立場を越えていわば遍在していた、と言えるだろう。具体的には関税障壁の撤廃などによる様々な経済・関税同盟等の構想、すなわち広域経済圏構想が提起された。第一次大戦期のナウマンや第一次大戦後の経済・関税同盟や第二次大戦期のヨーロッパ連邦構想など、この広大なヨーロッパ単一市場の形成による経済的な地位の回復を目指す動きは一貫して続いてきた。そして、それは、第二次大戦後の EC や現在の EU まで、すべてのヨーロッパ統合構想の根幹部分を買っているということが出来る。この意味で、ナチ時代のナチ政府側の統合構想も例外ではない。従って、その点でナチのヨーロッパ統合構想と現在の EU の間にも関連が存在することは、サレウスキーが認めたように、明らかである。それを、タブーのように否定することはできない。

しかし、広域経済圏の形成によるヨーロッパの経済的地位の回復という基本的な衝動では実際にどのような方法で実現するか、という点において、さまざまな構想がそれぞれの特徴を示しているのである。つまり、永岑が指摘しているように、それぞれの構想の政治的社会的性格を問わなければそれぞれの構想の特徴あるいは本質は明らかにならない。

その際に、広域経済圏の実現方法として、大きく二つの対立する方法に区分できる。一つは覇権主義的方法であり、もう一つは平和主義的な方法である。第一次大戦期に関して言えば、ドイツの宰相ベートマン・ホルヴェークの戦争目的に関する文書が示しているのが前者で、諸民族の共働を主張するナウマンの中欧構想が後者として分類できるだろう。第一次大戦後は未曾有の人的物的被害を出した世界戦争への反省から、カレルギーらの平和主義的な統合構想が盛んになるが、一方でそれを押しやる形でナチによる覇権主義的な統合構想または運動が台頭する。こうして、この両者の対立は第二次大戦期をも貫き、一方でナチの特に、ヒトラーやヒムラーらの人種論的民族主義に基づいた極端に暴力的な覇権主義が猛威を振るうが、他方でそれに敵対する反ナチレジスタンスの運動の中で、そのアンチテーゼとしての反戦平和主義的、反民族主義的および反国家主義的なヨーロッパ統合構想が育まれる。モルトケの文書中にあったように、まさに、ナチによって権力政治と民族主義と人種主義と国家主義が極端なまで押し進められた結果、誰の目にも明らかな非人間的様相を露呈し、それらは多くの人々に否定されざるを得なくなったのである。

そして、興味深いことに、反ナチレジスタンスの側だけではなく、ナチ政府の内部でも反覇権主義的な統合構想が練られることにも結びついたのである。外相リッベントロップや外務省高官レーテ＝フィンクらの構想は、たとえその意図がドイツの戦争遂行に利するためという戦術的な側面が色濃いものであったとしても、構想自体は戦後の統合構想とかなりの部分で、つまり反覇権主義的な広域経済圏構想の点で、重なり合う側面を持っているのである。その関連性にラーブランドは注目したのだが、反ナチレジスタンスの側の構想とのより直接的な関連に触れずに、そこから第二次大戦後の統合構想がナチのそれに由来している、すなわち「汚れた源泉」を持っている、と主張するのは、一面的と言わざるをえない（ラーブランドの本にはモルトケもクライザウ派も登場しない）。しかし、一方で、ヒースのように、ナチのヨーロッパ構想と EU の間のいかなる関連をも否定しようとする議論もまた一面的と言わなければならない。重要なのは、その関連とそして違いの両

面を歴史的な背景も含めて総合的に捉えることだろう。

ヨーロッパの広域経済圏形成の方法に関して、もう一つの重要な視点がある。それは、同時に、リップントロップ/レーテ=フィンクの統合構想とモルトケの統合構想の本質的な違いに関わることである。すなわち、反覇権主義的、あるいは諸民族協調的な構想という点でたとえ両者に本質的な違いが見えないとしても（少なくとも表面上は）、もうひとつ明白な相違点が両者の間には存在している。それは、民族あるいは国民レベルでの自由や共存ではなく、個人のレベルでの自由を構想の核心としてモルトケの構想は持っているという点である。その点で、リップントロップやレーテ=フィンクはあくまで民族や国民という枠組みでしかヨーロッパ連邦構想を捉えていない。そこに、やはり、ナチズムの民族主義的あるいは国家主義的な思考の枠組みから脱していないことが現れていると言えるだろう。モルトケの真の先駆性は、ヨーロッパを論じる際に、国家や民族の枠組みではなく（それらについても論じてはいるが）、自由な個人を基本として、個人と共同体（国家や民族ではなく）との関係その思考の出発点として据えていることである。例えば彼の構想では、「ヨーロッパ国家における最高の立法機関は個々の市民に対して責任を負う、自治諸組織（=旧国家）にではなく。」と述べられている。あるいは、もっと端的に、「個人の自由は、・・・政治的な再構築のためのどのような計画においても本質的な点の一つでなければならない」と語られている。

そして、この個人または市民を本質的な要素としてヨーロッパ統合構想を考えるという視点は、現在の EU のもっとも重要で新しい特色であると言えるだろう。現 EU 憲章前文には、「自由、民主主義、人権、基本的自由の尊重」がうたわれ、さらに、「参加国の国民に共通する市民権を確立することを決意し」と述べられ、また、「この連合における諸決定が、補完性の原理に従い、可能な限り市民に近いところで行われ、欧州諸国民の間ますます緊密化する連合を創設することを決意し」（下線＝引用者）と続く。これらの条項がモルトケの文書と直接にどのように関連しているかは別として、その基本思想において重なり合っていることは明らかだろう。民族主義と国家主義が極端まで徹底された時代に、その本質的なアンチテーゼを思想的な核心として育み、それ故に肉体的に抹殺されなければならなかった人々の反民族主義的、反国家主義的なヨーロッパ構想の核心部分が現在の EU 憲章に生きているのである。

## おわりに)

第二次大戦期におけるナチのヨーロッパ構想の検討は、我々日本に暮らす者にとっては、当然ながら、あの同じ時代の日本におけるアジア構想、すなわち「大東亜共栄圏」構想の問題を意識させずには置かない。事実関係として、1940年9月27日に締結された「三国同盟」のはじめの2条は、よく知られているように、次の通りである。

「第1条 日本はヨーロッパにおける新しい秩序の創設に際してドイツとイタリアの指導性を承認し尊重する。

第2条 ドイツとイタリアは東アジア地域における新しい秩序の創設に際して日本の指導性を承認し尊重する。」

これはまさに、互いの構想の関連を明文的に確認しているものと言えるだろう。もちろん、それぞれの欧州と東亜の「新秩序」の内実がどのように関連しているかどうかは別問

題である。「大東亜共同宣言」または「大東亜憲章」、あるいはさらに「大東亜会議」など、第二次大戦期の日本のアジア構想に関わる事柄について、もちろんすでに多くの研究があるが、しかし、ナチ時代のナチ政府側のヨーロッパ連邦構想などの具体的な検証を通しての比較検討は、管見するところ、まだ十分行われていないように見える。現在のヨーロッパ統合の進展に比して、アジアにおける日本の在り方をめぐって多くの議論がある。その際に、改めて、ドイツと日本における第二次大戦期の地域統合の構想とその内実の具体的な検討は、興味深くかつ重要なテーマであるだろう。

## 注

1. Walter Lipgens(Ed.):Documents on the History of European Integration in 4 Volumes, European University Institute,walter de gruyter Berlin/Newyork, 1985. (以下、Lipgens と略す)  
なお、本文は英語で、英語以外の原文はマイクロフィッシュとして添付されている (以下、マイクロフィッシュからの引用については、MF と略す)。
2. Joachim von Ribbentrop:Europäischer Staatenbund 21.Mai 1943,In:Lipgens:Vol.1,p.126-127
3. Cécil von Renthe-Fink:Notiz betreffend die Gründung eines Europäischen Staatenbundes, In:Lipgens:Vol.1, MF36/7-10
4. Cécil von Renthe-Fink:Entwurf zu einer Denkschrift betreffend die Gründung eines Europäischen Staatenbundes, In:Lipgens:Vol.1,MF39.
5. 永岑三千輝、ナチ体制下の戦後構想とドイツ資本主義の組織化、In:権上康男他編、20世紀資本主義の生成、東京大学出版会、1996年、313頁
6. Michael Salewski:Ideas of the National Socialist Government and Party,In:Lipgens:Vol.1,p.53-54.
7. Lipgens:Vol.1,p.126,Note 7.
8. Walter Lipgens:General Introduction ,In: Lipgens:Vol.1,p.12.
9. John Laughland: The tainted source. The undemocratic origins of the European idea.Little, Brown and Company, London,1997,p.:69,p.315.
10. Helmuth von Moltke:Initial Situation,Aims and Tasks,In: Lipgens,Vol.1,p.381-388.
11. Helmuth von Moltke:Ausgangslage und Aufgaben,In:Lipgens,Vol.1,P.388-391,MF19.
12. Walter Lipgens:General Introduction In:Lipgens,Vol.1, p.17.
13. 各国の反ナチ・レジスタンスにおけるヨーロッパ構想の比較検討、特にその共通部分及び対立部分の検討は、戦後のヨーロッパ諸国の在り方、特に統合運動に対する姿勢を考える際の重要な材料となるだろう。例えば、フランスのレジスタンスにおける民族主義的方向と反民族主義的方向の対立や、国民国家によって安全が保障されないという痛切な体験を経たヨーロッパの大陸諸国と戦勝国イギリスとの国民的戦争体験の相違の問題など、興味深いテーマが多い。それらについては、上記のリブゲンスの資料集に詳しい。
14. VERTRAG ÜBER DIE EUROPÄISCHE UNION (Präambel) In : [http://europa.eu.int/abc /obj /treaties /de/detr2a.htm](http://europa.eu.int/abc/obj/treaties/de/detr2a.htm)